

公職選挙法の一部を改正する法律の概要

1 在外選挙制度の改正

現行

〈対象選挙〉	衆・参の比例代表選挙
〈投票方法〉	在外公館投票（※）と郵便等投票の選択制 （※）世界各地約200の在外公館で実施
〈公館投票期間〉	公示日又は告示日の翌日から原則として選挙の期日前5日までの間 （※）期日前5日まで：9公館、6日まで：25公館、7日まで：95公館、 8日まで：39公館、9日まで：24公館、10日まで：4公館
※情報提供 （便宜供与）	便宜供与として、名簿届出政党等の一覧（※）を各在外公館に備え置き 総務省のHPに上記の情報を掲載 （※）衆比については政党等の名称、参比については政党等の名称及び 名簿登載者の氏名

改正内容(施行期日)：(1)は公布後1年以内において政令で定める日、
(2)は平成19年1月1日)

(1) 在外投票

〈対象選挙〉	衆議院議員及び参議院議員の選挙（ <u>選挙区選挙も対象</u> ）
〈投票方法〉	在外公館投票と郵便等投票の選択制 <u>ただし、再選挙又は補欠選挙については、当該選挙に係る在外選挙人が管轄区域内にいないと見込まれる在外公館においては、在外公館投票は行わない</u>
〈公館投票期間〉	○総選挙・通常選挙： <u>投票送致を考慮し終了を1日繰り上げ</u> <u>（原則5日前→原則6日前）</u> ○再選挙・補欠選挙： <u>原則1日実施</u>

(2) 在外選挙人名簿への登録申請

在留届の提出時等における在外選挙人名簿への登録申請を可能にする
〔現行は、3カ月の住所要件を満たした後に再度出頭して登録申請〕

※情報提供 （便宜供与）	便宜供与として次のとおり実施 ○比例代表選挙：現行どおり ○選挙区選挙：候補者名及び届出政党の名称の一覧を各在外公館に 備え置き 各都道府県選管のHPに上記の情報を掲載 （総務省のHPからリンク）
-----------------	---

2 選挙人名簿抄本の閲覧制度の改正

現行

- 閲覧させる場合が、法令上不明確

《現行において閲覧を認める取扱いとしている場合》

- ① 選挙人が自己又は特定の選挙人の登録の有無を確認するために閲覧する場合
- ② 候補者、政党、政治団体が選挙運動や政治活動を行うために閲覧する場合
- ③ 報道機関や学術研究機関などが世論調査や学術調査を行うために閲覧する場合

- 閲覧に関する手続を明記した規定や、偽りその他不正の手段による閲覧に対する制裁措置がない
- 市町村によって便宜供与規定に基づき選挙人名簿抄本のコピーが可能（コピーを認めている市町村は全体の約4分の1）

改正内容（施行期日：公布後6月以内において政令で定める日）

○ 閲覧させる場合を明確化・限定

- ① 選挙人名簿の登録の有無を確認するために閲覧する場合
- ② 公職の候補者等、政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む）を行うために閲覧する場合
- ③ 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施するために閲覧する場合

○ 閲覧の手続等の整備（住民基本台帳の閲覧に準じた手続等）

○ 偽りその他不正の手段による閲覧や目的外利用の禁止に対する違反等に対する制裁措置の新設（過料、刑罰規定の新設） （住民基本台帳の閲覧に準じた制裁措置）

○ 選挙人名簿抄本のコピーの根拠となっている便宜供与規定を削除

・ 閲覧事項の利用目的、管理の方法等の明示
・ 閲覧事項を取り扱える者の範囲の明確化
・ 目的外利用・第三者提供の禁止
・ 不正閲覧等に対する報告徴収、勧告、命令
・ 閲覧申出者の氏名、利用目的の概要等の公表

など